

ETCサービス料金所の拡大(全国展開) およびETC期間限定特別割引の実施について

現在、三大都市圏及び沖縄地区111料金所で運用されているETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)を、来たる11月30日(金)15時よりサービス料金所を全国に拡大し、538箇所の料金所をご利用いただけるようになります。

これにあわせ、かねてより検討を進めてきましたETC車載器のセットアップを行った方を対象とした期間限定特別割引の実施について、必要な手続きに着手することとなりましたのでお知らせします。

1. ETCサービス料金所の拡大 ～ 11月30日、538料金所に全国展開

全国の高速道路ネットワークで利用可能～

	現在	11月30日以降	新規サービス開始箇所
ETC利用可能料金所数	111	538	東名高速道路、名神高速道路、道央道、東北道、中央道、北陸道、関越道、山陽道、高松道、九州道等

平成14年度末までに、全国約900料金所にサービスを拡大する予定です。

2. ETC期間限定特別割引の実施 ～ 通行料金が2割引、上限1万円、 11月1日より受付開始、割引は11月30日～平成16年6月30日まで適用～

- 1) 割引対象：ETC車載器をセットアップし、登録受付期間内に公団の設置する受付窓口で、特別割引に使用するETCカードその他必要な事項を登録された方。
- 2) 割引内容：登録したETCカードを使って、割引適用期間内、日本道路公団の高速道路及び有料道路を利用した場合、通行料金の20%を割引。ただし、割引累計額が1万円に達するまで。
- 3) 登録受付期間及び割引適用期間

登録受付期間	割引適用期間
平成13年11月1日～平成14年6月30日	平成13年11月30日～平成16年6月30日

ETC期間限定特別割引は国土交通大臣の料金認可及び事業変更許可を得たうえで実施されることとなりますので、認可及び許可後、改めて発表を行います。

現行のハイウェイカード割引とのバランスを考慮した「ETC前納型割引」を、ETC期間限定特別割引に引き続き実施するべく、平成14年度早期の導入を目指し検討を進めています。